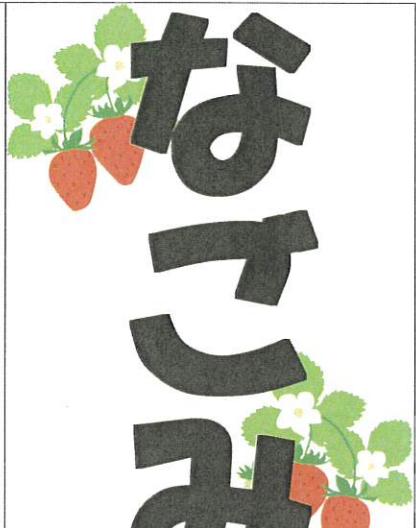


なまこみ



第 206 号
2019年5月1日 発行
編集・発行
和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

自分らしく生きる

に苛まれる人もいます。

私たちには、幼い頃から、背が高いとか低いとか、学歴や肩書き、収入や財産がどうとか、数え上げればキリがないほど、そういうことで劣等感や

優越感を感じたりして生きていないです。

しかし、それでは『自分らしく生きる』こと『できないのではない』であります。

「うらやましい」と思うのは自然な感情で、それを刺激に努力する人、また、逆に自信をなくす人、相手の幸福を妬んだり、羨み、羨むことで劣等感



何かを読んでいたときに、とても印象に残った文章を書き留めておいたので、紹介します。

たとえ親がどうであれ、環境がどうであれ、生まれつきどうであれ、自分が幸せに生きるかどうかは自分で次第。人生には思い通りにならないこともあります。理不尽なことは人生に存在する。

みる。そうすれば人と比べることなく、左右されることもなく、自分らしく充実した人生を送れるのではないか。

また、そういう感性を養うためには、日常生活の中で何に心を動かされ、何を好みたいと思い、何が嫌だと感じたか、を流さず向き合うことが大事です。

いつも頑張ってるからね

ミニでちょっとバ小休

自分にとって、何が大事で、どう感じるかは自分で、心の目で見て、心で感じ、人生をどう生きるかは自分が決めていけばいい。そして、自分の良いところ、悪いところ、ありのままの自分を受け入れて

みんなで築こう 人権のまちづくり



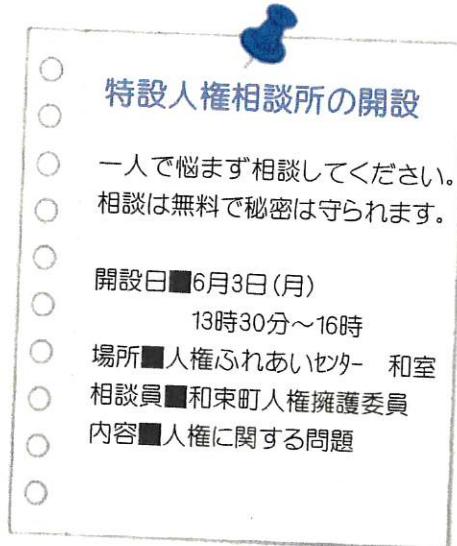
人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

人権問題を最も問題と感じですか？

6月1日は「人権擁護委員の日」です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」と定められました。

人権擁護委員は法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害による被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるように啓発活動を行っています。



相聲

地域の皆さんから人権に関する相談に応じています。
以下のような場合はご相談ください。

- いじめ・差別・名誉毀損
家庭内問題(夫婦・親子・結婚・扶養・相続等)
プライバシー侵害・各種ハラスメント

調查救濟

法務局職員と強力して、調査、処理にあたります。

改編

人権の大切さを多くの方に知っていただき、また考えていただるために様々な活動を行っています。

和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
TEL 78-3488
FAX 78-3212

お問い合わせ先

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関する相談を随時行つておりますので、お気軽にご相談下さい。

●場所：人権ふれあいセンタ

●月日：5月27日(月)

5月の相談日

法務大臣から委嘱された人
権擁護委員さんが相談に応じ
ます。相談は無料で秘密は固
く守られますので、お気軽に
ご相談下さい。

人権問題でお困りの方